

# 令和3年度福岡地方最低賃金審議会議事録

## 第9回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和4年3月14日(月) 15:55~17:00

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 5人(定数5人)  
高田 亜朱華  
富山 敦  
平井 佐和子  
平木 真朗(会長)  
丸谷 浩介

【労働者代表委員】 3人(定数5人)  
河村 敏昭  
小陳 武志  
野中 篤志

【使用者代表委員】 2人(定数5人)  
中村 年孝  
吉岡 秀樹

【福岡労働局】 藤枝 労働局長  
上村 労働基準部長  
鈴木 賃金室長      ほか

### 4 主要議題

- (1) 令和3年度最低賃金の改正決定状況等について
- (2) 令和4年度福岡県特定最低賃金の改正意向表明について
- (3) 令和3年度最低賃金履行確保にかかる取組み等について
- (4) その他

### 5 審議内容

会 長 定刻より若干早いですが、ただ今から、令和3年度第9回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。

本日は、労働者代表委員の黒崎委員、浜田委員、使用者代表委員の境委員、金子委員、小島委員がご欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく開催に必要な定数は満たされていますので、その旨ご報告いたします。

本日は、今年度最後の審議会となりますので冒頭、藤枝労働局長よりご挨拶いただきたくよろしくお願いいたします。

労働局長

— 挨拶 —

会 長 局長、どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事(1)の「令和3年度 最低賃金の改正決定状況等について」です。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料No.3 令和3年度地域別最低賃金改定状況(全国)  
資料No.4 最低賃金額の推移について(地域別最低賃金【全国加重平均】)  
資料No.5 福岡県の最低賃金改正の推移  
資料No.6 福岡県最低賃金額未満率・影響率の推移(過去5年)  
資料No.7 令和3年度特定最低賃金の審議決定状況(九州・山口)  
資料No.14-1 第208回国会岸田内閣総理大臣施政方針演説(抄:令和4年1月17日)  
資料No.14-2 パートナリシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

について説明

会 長 はい、事務局の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 よろしいでしょうか。他にご質問等がなければ、次の議事に移ります。

では、(2)の「令和4年度 福岡県特定最低賃金の改正意向表明について」です。

これについては、資料No.17がありますので、その資料をご覧いただきたいと思いますが、この議事では資料とともに、表明された各労働者団体の改正意向趣旨を、労働者側代表委員からのご説明も加えた形でお願いできますでしょうか。

では、鉄鋼の改正意向表明から、順次ご説明をお願いします。

野中委員

はい、それではまず、鉄鋼産業特定最賃の改正意向表明について、発言をさせていただきますと思います。

基幹労連福岡本部で事務局長を務めさせております野中と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

まずは49ページです。特定最賃鉄鋼産業の改正意向表明ということですが、私達鉄鋼産業、鉄鋼、製鉄業を中心とする産業に従事する労働者、労働者で組織します労働組合といたしましては、春季生活闘争において、大手から今週16日を集中回答日として、正に交渉の真っ只中というところでございます。

また、福岡県における鉄鋼・製鉄業の最低賃金の申請組合である中小地場組織については、概ね3月末に回答の山場を迎えるというのが今の状況です。

でもそうした中で春季生活闘争という取組み、基幹労連という組織に関してですが、2年サイクルの複数年で交渉が行われております。今年がこの先2年間における賃金改善の要求を行っていく年度ということになっておりますけれども、鉄鋼産業を取り巻く情勢を少し触れさせていただきますと、福岡県における中核組織でもあります日本製鉄株式会社、こちらが統合以降、過去最高の収益を上げる見込みだという状況でございます。

こちらについてはコロナ禍にありながらも、操業を止めず、日夜懸命に努力してきた労働者の方々の協力、努力がここの数字として表れているというのが実態ということでございます。

そこで現在の鉄鋼最賃は980円となっておりますが、共に働く仲間の声を聞いていきますと、やはり離職率の増加に歯止めがかかっていない、また新卒の採用に非常に難航している、といった声が多く聞かれます。

鉄鋼製造現場における過酷な労働環境、その上での優秀な人材確保、定着といった環境を踏まえながら、この魅力ある労働条件の大前提である入口の賃金となる最低賃金の引上げ、これについては重要であると考えております。

更には言えば、大分県の鉄鋼最低賃金額が981円、山口県の鉄鋼最低賃金額が995円と、隣接する県に追い越された状況というのも現状でございます。

したがいまして、経済の好循環を含め、引き続き最低賃金の引上げに向けて、改正意向表明を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

小陳委員

では残り4業種について、私の方から説明させていただきます。

51ページが電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正意向表明の申出です。

申出の理由としましては、特定最低賃金の引上げが電機産業に働くすべての労働者、特に非正規労働者を含む中小・零細企業で働く未組織労働者の賃金の底支



えに大きな役割を果たすとともに、中・長期的に電機産業の発展と雇用安定に大きく寄与すると考えるからです。

続きまして、53ページの輸送用機械器具製造業の最低賃金です。

こちらと同趣旨ですけれども、改正を申し出る理由につきましては、産業別の一般労働者の賃金水準と最低賃金との差が大きいこと、2022年の春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることです。

次に55ページが百貨店、総合スーパーの特定最賃の改正意向表明です。

こちら理由としましては、産業別の一般労働者の賃金水準と最低賃金との差が大きいこと、2022年春季生活闘争で、一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることです。

最後が57ページの自動車新車小売業の特定最賃の改正意向表明でございます。

さて、説明に先立って、まず、お詫びを申し上げますが、この文書の最初の一行が私どものミスで、輸送用機械器具製造業という表現になっております。この文書の中身自体は自動車（新車）小売業の特定最賃の改正意向表明だということで、申し訳ありませんが、ただ今をもって口頭での修正をさせていただきます。

理由につきましては記載のとおりで、産業別一般労働者の賃金水準と最低賃金の差が大きいこと、2022年の春季生活闘争で、一般労働者の賃金改正が行われる動きがあるということでございます。

以上4業種につきまして、最初の鉄鋼業も含めてですが、5業種とも、本年6月末日までに改正に伴う、必要書類を提出する予定にしております。

それぞれの意向表明の理由として述べました春闘の情勢について、少し私の方からさらに述べさせていただきたいと思っております。今年の春闘につきまして、集計ができました3月3日段階の集計結果です。まだ要求段階の集計ですけれども、要求書の提出状況は提出した組合の数が全国、そして福岡県内の集計結果でも昨年の数を上回っており、先行きの不透明さはある中でも、賃金引上げに向けた取組みは進んでいると認識しております。

私ども連合福岡としまして、この機に県内各地域の経営者団体と併せて福岡労働局に対しても、労働者の処遇改善に向けた要請行動を行わせていただくとともに、意見交換を行ってまいりました。

先程、事務局からご説明があった政府においても、賃上げに向けて、とりわけ中小企業において賃上げができる環境づくりに向けた諸政策が確認され、実施に向けて進められている状況について、福岡の地においても様々な立場にある公、労、使という関係者が連携して、賃上げができる環境整備に向け取組んでいく必要性があるということの方向性については共有できたと思っております。

それから私ども、この春闘期に取組んでいる構成組織を回って状況を聞いておりますけれども、今年は昨年までとは違って、経営者側も賃上げに対して少なくとも頭から否定するような状況ではなく、昨年までと違って賃上げは必要であるというマインドには変わってきていることを、それぞれから聞いております。私どもとし

ましては、春闘の中で企業内最賃の引上げに取組んで、その結果を特定最賃にも反映することで、各産業で働く労働者の賃金の底上げを図るとともに、健全な産業の発展に繋げていきたいと思っておりますので、今後のこの審議会におけるご対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 はい、どうもありがとうございました。ただ今の労働者側委員2名からのからのご説明をとおして、何かご質問等はございますか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 また、この議事に関わって、事務局からの補足説明はありますか。

賃金指導官 はい、事務局でございます。

この件に関しまして補足での説明を2点させていただきたいと思えます。

まずは1点目でございますが、5業種にかかります意向表明は、資料No.17に記載いただいておりますとおりでありますが、今後は、当該意向表明を受けまして、最低賃金法第15条第1項に基づく特定最低賃金の改正に係る申出書、これが本年の6月末迄に提出される予定ということになってまいります。事務局におきましては、この申出書が提出されたその後におきまして、申出が要件を満たしているか否か、この確認を行いまして、法令の要件を満たしていることが確認できましたら、例年7月下旬で開催をしております、第3回の最低賃金審議会にその旨をご報告させていただくということとなります。それと共に開催日当日は、特定最低賃金改正の必要性の有無につきまして、労働局長より最低賃金審議会長宛に諮問を行うという流れが例年となっております。

さて、ここで、資料No.16でご用意いたしました福岡県特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数ですが、こちらをご覧くださいと思います。

これは毎年12月1日段階における福岡県内の特定最低賃金の適用使用者数と適用労働者数を推計値として確定をした数値となっております。

なお、この表の数値でございますが、皆様のお手元でございます、本日用意させていただきました令和3年の最低賃金決定要覧121ページからその裏側の122ページにあります右側の人数部分と重なるということになります。したがって、No.16の右側の数値は次年度の令和4年度版として発行される時の数値となります。

なお、お手元にありますのは、令和3年度の便覧となりますが、近く令和4年度の要覧が発行される予定でございます。その要覧に資料No.16の事業所数と人数がそのまま転記される予定でございます。

加えまして、特定最低賃金の改正申出書、これを提出いただく際にあたりまし



ては、この申出に関わる労働協約の適用労働者数は、基幹的労働者数の概ね3分の1以上であるということが、申出の条件ということになっております。

そのことから、この概ね3分の1以上か否かの判断につきましては、お示ししております、令和4年度分として記載のある資料No.16の右側の適用労働者数との比較をするということになっております。

1点目の最後でございますが、記載された適用労働者数と適用事業所数はともに令和3年度に続きまして、基になる数字は平成28年経済センサスに基づいて推計され、その結果をもって確定した数となっております。そのことを最後にご留意いただければと存じます。

次に2点目でございますが、小陳委員から先程ご説明がございましたとおり、57ページ、最後の改正意向表明につきましては、本文最初の記載部分について訂正いただきましたが、福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金ということではなく、口頭にて福岡県自動車（新車）小売業最低賃金に訂正をいただいたところでございます。事務局といたしましては、改正意向表明団体との間で、当該記載部分に関わりまして訂正の調整を事前に至るべきところでしたが、至らなかったこの不備につきましてお詫びを申し上げたく思います。

また、それとともに、改正意向表明団体から本日以降、文書の事務的な差し替えというような対応の申出等がございましたら、その際には、当該対応を行ってまいりますのでご了解をいただきたいと思っております。

以上が改正意向表明に関わります事務局からの補足説明となります。

会長 はい、ただ今の事務局からのご説明につきまして、何かご質問等はございますか。

各委員 (質問なし)

会長 では、この(2)議題について、全体で確認を終えましたので、次に議事(3)の「令和3年度最低賃金履行確保にかかる取組み等について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料No.8 最低賃金履行確保を主眼とする監督指導等結果(令和4年1月)  
資料No.9 最低賃金に関する相談件数・監督指導件数等について  
資料No.10 令和3年度最低賃金広報実施状況  
資料No.11 「福岡県の最低賃金」(令和3年度特定最低賃金リーフレット)  
資料No.12 最低賃金の引き上げに向けた中小企業への支援事業実施状況(令和3年度)  
資料No.13-1 最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

資料No.13-2「業務改善助成金」のご案内～令和4年3月末まで申請期限を延長します～

資料No.13-3「業務改善助成金特例コース」のご案内  
資料No.13-4 業務改善助成金特例コースの活用例（リーフレット）  
について説明

会 長 はい、ただ今の事務局からの御説明につきまして、何かご質問等はございますか。

小 陳 委 員 はい。

会 長 はい、小陳委員。

小 陳 委 員 質問ではないのですが、27ページ、28ページで紹介いただきました厚生労働省、中小企業庁、省庁公益系の各種制度のご案内のパンフレットにつきまして、1月～3月時期を取組み強化月間とした中での周知を強化するという位置づけで、私どもも情報をいただきました。

今、春闘に取り組んでいる各構成組織を回る中で、この情報提供を行ってきたところ、これから統一交渉をする中で、交渉材料として使えるというところで、興味を持ってもらえました。ありがとうございます。

是非、経営者の方々にも周知をしていただきますようお願いいたします。

会 長 はい、他に何かご質問等はございますか。  
よろしいでしょうか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 では、(3)の議題について、以上をもって全体での確認を終えましたので、最後に議事(4)の「その他」となりますが、まず事務局から何かございますか。

賃 金 指 導 官 はい、事務局でございます。それでは私の方から4点ご説明をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、資料No.15をご確認いただければと思います。

資料No.15、43ページでございますが、こちらは令和3年度の福岡地方最低賃金審議会のいわゆる公開状況、これをホームページの方に掲載をしている、この状況をご説明させていただく内容のものになります。

こちらでございますが、審議の公開、非公開につきましては、審議が始まる前の段階で、この審議会の中で会議を公開する、つまり傍聴の機会とそれから議事



録を会議後に公開をする、これをするかしないかということの全体確認をさせていただいているところですが、非公開とすることでの全体確認をした会議分、つまり金額審議にかかる審議、これにつきましては今年度も非公開ということでの1年間、全体確認ということに至りましたので、その分につきましては議事録ではなく、議事要旨が代わりに添付されているものになっております。そうした見方でご共有いただければと思っております。

先ず43ページの最低賃金関係トピックスという部分は、ここをクリックしていただきますと、8月5日に最低賃金の答申が行われましたとか、そのようなご案内をさせていただくものになっております。これは報道機関へ向けて発表したプレスリリース分と同じ文面となっております。

そして、2つ目の表ですけれども、43ページの福岡地方最低賃金審議会の開催についてですが、本日の審議会もそうなのですが、これは傍聴の機会を設けるために公開をしていますということで、傍聴の申し込みを受け付けるための公示文書ということになっております。

なお、本日の審議会は、一番下になりますが、「令和3年度第9回開催についてNEW」と書いてありますが、これが3月1日に傍聴の機会を、この場を設けておりますというご案内をしているものとなります。

続きまして44ページの方をご確認ください。意見等に関する公示という部分です。答申等がございましたら、その後に法令に則りまして、福岡県下の労働者、使用者の皆様にご意見を伺うというためのもので、これはルールどおりに公示文書をホームページに載せさせていただいているというものでございます。

44ページの下の方、横になりますが、最低賃金の議事の公開についてというところに丸を付けている部分が、先程申し上げました議事録の公開、非公開がわかるものになっているというものでございます。例えば、6月24日第1回の本審でございますが、議事録を公開しておりますが、傍聴の機会を設けまして議事を公開しておりますので、ここは公開に丸がついているということです。一方、令和3年8月5日の第4回審議会に関しましては議事要旨の方に丸がついてございます。議事録の方には丸がございません。これは金額審議を行った本審ということで、このような表記になっております。なお、この丸のところをクリックいたしましたら、議事録、議事要旨、そして次第、本日お配りさせていただいている次第、資料等がご覧いただけるという作りになってございます。

45ページの方以降は、続いて運営小委員会、そして専門部会、特定最賃の合同会議、専門部会ということで、46ページまで同じようにご覧いただきたいと思っております。

以上がホームページのご紹介ということで1点目でございます。

続きまして2点目でございますが、最低賃金専門部会審議にかかる申し合わせに関して、ご案内させていただきます。

前回11月9日の第8回本審、これは先程申し上げた内容で行きますと非公開で



の本審でございましたが、議事の中で事務局からご提案させていただいたおりました、専門部会審議での申し合わせということで、様々なご意見を頂戴した件でございます。

当日は、質疑応答や、委員間での意見交換等をいただいたところでございます。これに関する件ですけれども、当日いただきました様々なご意見を踏まえまして、当面のところは様子を見て、時期を新たに、その段階で改めて必要性等に応じたご意見等を伺っていくところから進めてまいり、また、整理をさせていただきたいと思っております。

事務局としての考えは以上でございます。したがって、本日の議事には前回の意見交換を経た後の継続した議題ということでの議題提案をさせていただいておりません。そのことにつきまして、念のためご案内させていただきたいと思っております。

また、前回の意見交換、質疑応答では、委員の皆様から様々なご発言をいただいたことに、改めて深謝を申し上させていただきたいと思っております。

3番目でございます。令和4年度の最低賃金審議会の年間スケジュールについてです。次年度でございますが、これは現行のところ、例年ペースでのスケジュール、審議日程で進行することが概ね予想されるところでございます。

また、現在ご就任をいただいております15名の公、労、使の最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、第52期の委員ということで、次年度の令和4年度まで2年の任期でご就任いただいているところでございます。したがって、次年度につきましても、大変ご面倒をおかけいたしますけれども、任期終了を迎えるまでの間、今年度に続きましてのご対応を引き続きお願いをさせていただきたいと思っております。

最後4点目でございます。今、文書でお配りしている1枚ものになりますが、これは、本日、金子委員におかれましては、所要のためご欠席ということで、ご欠席のご報告を受けたところでございますが、お手元の文書は労働局長、平木審議会議長、審議会委員の皆様あての本日付け文書ということで、事務局にてお預かりしたものでございます。

文書の内容につきましては、概要のみを申し上げる形になりますが、3月5日の熊本の地元新聞、こちらに取り上げられた記事のものが添付されているということで裏側に載っておりますが、それに基づきまして金子委員から本日付の文書が到着した、という流れのものでございます。

既にお目通しをさせていただいているところかとも思いますが、1点のみ事務局から触れさせていただきたいと思っております。

今回添付されておりました新聞記事によりますと、記事の見出しに関わる主旨といたしましては、熊本県下、大分県下での事業場における案件ということでの記載でございます。したがって、企業としてのイオン九州様は、本社が博多駅南の住所に所在があるということ、そして、金子委員が福岡地方最低賃金審議

会の使用者代表委員に就任されているということの事実関係については間違いありませんが、記事の具体的な案件は、福岡県外における事業所での案件となりますので、事務局として現在把握している情報については、新聞記事、それから本日付けの金子委員の文書内容まででありますので、そのことにつきまして、あらかじめご承知おきをいただければと存じます。

以上、4点お知らせ等をさせていただきました。何かございましたら、ご質問等いただければと思います。

よろしく願いいたします。

会 長 はい。ただ今事務局より4点、ご説明がありましたが、何かご質問等はございますか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 よろしいでしょうか。  
はい、ではその他、何か委員の皆様から何かございますか。

各 委 員 (なし)

会 長 よろしいでしょうか。はい、他にございませんようでしたら、本日をもって今年度における最低賃金審議会の全日程は全て終了ということになります。この間における委員の皆様方の会務へのご協力につきまして、感謝申し上げます。

誠にありがとうございました。

なお、最低審議会委員の委員については、先程の事務局説明にもありましたが、次年度までが、52期委員としての任期となりますので、ご退任がなければ来年度も同じ構成ということになります。

どうぞ次年度につきましてもよろしく願いいたします。

最後になりますが、本日の議事録の署名については

労働者代表委員 小陳委員

使用者代表委員 吉岡委員

をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

小 陳 委 員  
吉 岡 委 員

(承 諾)



会 長

それでは、これもちまして本日の審議会を終了といたします。  
お疲れさまでした。

署 名

公益代表委員

平 木 真 朗

労働者代表委員

小 陳 武 志

使用者代表委員

吉 岡 秀 樹